シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センターは、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化を目指す公益性や公共性の高い公益法人であり、これまで、農業振興や子育て支援、健康増進、移住定住の促進など、地方創生の実現に向けた幅広い取組を展開しています。こうしたシルバー人材センターの取組は、センテナリアン時代を迎えるにふさわしい元気な高齢者を生み出すとともに、元気な高齢者が支援を要する高齢者を支え、助け合う地域共生社会実現のためのモデルとなっており、フレイル予防効果による医療費や介護費用の抑制にもつながっているものです。

令和５年 10 月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、適格請求書を発行することが事実上困難なセンター会員を主たる取引先とするシルバー人材センターにとって本制度は事業運営に及ぼす影響は極めて大きいものがあります。

今、国ではシルバー人材センターの契約方法の見直しを進めています。この見直しでは、センターはインボイス制度導入による新たな税負担はなくなりますが、発注者にその負担が生じることから制度の理解を得ることは困難で、発注忌避に繋がることとなります。この状況から会員の就業機会は失われ、ひいてはセンター存続の危機に陥ることが懸念されます。

また、先日、政府与党の令和５年度税制改正大綱が示されましたが、その中で基準期間における課税売上額が１億円以下である事業者が、インボイス制度開始日から６年間までの間に行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が１万円未満である場合は、帳簿のみの保存による仕入れ税額控除を認める経過措置が講じられる内容でした。しかしながら、養父市シルバー人材センターが取引する企業の内、８割以上が課税売上額１億円を超えることが見込まれており、またその一方で、本センターでは１契約１万円以上で就業をしている会員が２/３を占めるなど、その恩恵を受ける割合は１割にも満たない状況です。

よって、シルバー人材センターの安定的な事業運営並びに会員の就労意欲向上のため、下記の事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

免税事業者であるシルバー人材センターの会員が適格請求書を発行せずとも、シルバー人材センターが仕入税額控除を行えるようにすること。

令和４年 12 月 26 日

兵庫県養父市議会

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　様
内閣官房長官　様
総務大臣　　様
財務大臣　　様
厚生労働大臣　様